

公益財団法人 日本サッカー協会
2020 年度 臨時評議員会

2020 年 12 月 26 日(土)

決議事項

1. 理事 1 名選任の件

(決議) 資料 1

以下の 1 名を理事として選任したい。

- 岡島 喜久子 (おかじま きくこ) / 62 歳
現職：一般社団法人日本女子プロサッカーリーグ チェア (代表理事)

2. 一般社団法人日本女子プロサッカーリーグの加盟認定の件

2020 年 7 月 1 日に設立された一般社団法人日本女子プロサッカーリーグの加盟について理事会において審査し、必要な要件を満たしていると認められるため、加盟団体 (各種の連盟) として認定したい。なお、加盟団体規則第 14 条第 4 項の規定に基づき、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議されなければならない。

<参考>

加盟団体規則/第 4 節 各種の連盟及び関連団体 (抜粋)

第 14 条 [新たな各種の連盟及び関連団体の認定]

1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、第 12 条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。
 - (1) 日本サッカー界における特定のカテゴリーにおける唯一の統括団体であること
 - (2) 独立性が担保されていること
 - (3) 法人格を取得していること
 - (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
 - (5) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
 - (6) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
 - (7) 全国的規模の大会を定期的に主催すること
 - (8) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること
 - (9) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること
 - (10) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること
 - (11) 当該団体に加盟するチームが 9 地域に存在すること (FIFA が、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない)

3. 定款変更の件

(決議) 資料 2

以下の通り定款を変更したい。

1. 一般社団法人日本女子プロサッカーリーグを本協会の加盟団体の一つとして定義する（補則第5条）
※本変更は、本臨時評議員会が別段の決議に基づき、同リーグを本協会の加盟団体として認定することを前提とする。
2. 理事会及び評議員会の議事録への署名を電子的な方法により行うことを可能とする（第24条2項及び第39条2項）

報告事項

1. JFA 中期計画 2021-2024 策定の件

(報告) 資料 1

4カ年のものとして策定している JFA 中期計画について、毎年計画の更新を行う「ローリング方式」（2019年より採用）に基づき、今年度の事業状況の振り返りを踏まえて次期計画となる「JFA 中期計画 2021-2024」を策定した。

<JFA 中期計画 2021-2024 の構成>

1. 2020 年度の振り返り
2. 中期計画改定のポイント
3. 中期計画 2021-2024

2. 2021 年度予算の件

(報告) 資料 2

3. 2021 年度事業計画の件

(報告) 資料 3